

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業に関する意見書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）の第77条及び第78条において地域生活支援事業は、市町村や都道府県などの自治体が地域の実情や利用者に応じて柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施できるよう定められている。

必須事業として定められている意思疎通支援や、移動支援の重要性は生活の根幹として明確であるが、一方で、任意事業に定められている障がい者の芸術文化活動の振興や、スポーツ・レクリエーション等のレジャー・余暇活動についても、生活の質的な保証の観点から当然の権利として、その参加機会の確保・拡充が図られるべきものと言える。

こうした日常生活と社会参加支援の充実を図る中で、障がいのある青年・成人に対して職場でも家庭でもない第三の居場所を提供する取り組みは、国の責務において行う重要課題であると捉えるが、現状では一部自治体や民間事業者により限定的に実施されているのみである。

集団の中で社会性を養い、働く活力の涵養に大きく寄与することが期待できる第三の居場所づくりは、地域生活支援事業に明確な規定もないために、財政負担の大きさから事業実施や拡大を望めないのが実態である。

よって、本市議会は、政府に対し、障害者総合支援法が目的として掲げる、「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができる」社会の実現のためにも、地域生活支援事業のさらなる拡充が必要と考え、下記の事項を強く要望する。

記

- 1 地域生活支援事業における任意事業に対しても、法の理念にのっとり、自治体が柔軟に取り組めるよう十分な財源を確保し、その実施を支援すること。
- 2 第三の居場所としての「障がい者の就労後の居場所づくり」について、実施自治体に対して制度面から積極的に支援すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年6月30日

三鷹市議会議長 後 藤 貴 光